医療健康情報管理者研修会 開催報告

主催：一般社団法人 医療健康情報認証機構（JACHI）

一般社団法人 医療健康情報認証機構（会長 田中 滋 慶応義塾大学名誉教授）主催の「医療健康情報管理者研修会」が、夏本番を迎えた2015年７月25日（土）午後１時より、インテリジェンスプラザ（YS 新横浜ビル５F）にて開催されました。

医療健康情報の健全な発展を推進するため、JACHI では「Web 情報の適切な管理」と「信頼性の高い健診情報品質の確保」を目指しています。そのため、医療健康情報の利便性や問題点を理解し、その内容や質の維持管理および客観的な評価ができるプロフェッショナルな人材の育成を活動の大きな柱としています。

研修会は、健診や人間ドック施設の業務に関わっている方を対象に、「Web 認証」「情報品質認証」で要求される事項、また健診情報を適切に伝達するために必要とされる評価項目、手続きなどを体系的に習得することを目的としています。今回は、注目を集める「マイナンバー制度」が医療保険分野に与える影響についての講義が加わりました。

研修会では、講義資料と共に各講義の前後に使用する「設問・解答用紙」が配布され、これに記入することで、個々の理解度が測れる仕組みになっています。講義終了後には修了証が手渡されます。

講義内容

1．情報セキュリティの基本
　講師：橋本 誠 氏（バイオコミュニケーションズ㈱ 企画室参与 情報セキュリティスペシャリスト）

2．Web 認証概論（JACHI Web 原則）
　講師：吉田 勝美（JACHI 専務理事）

3．健康情報品質の確保、セキュリティ（JACHI 情報品質原則）
　講師：大神 明 氏（産業医科大学 教授）

4．マイナンバー制度と医療保険情報
　講師：影島 広泰 氏（牛島総合法律事務所 弁護士）

講義１．情報セキュリティの基本 ～年金機構の情報漏えいに学ぶ

６月に発表された日本年金機構の個人情報流出事件では、125万件の被害があり、インシデント対応にかかる費用は約８億円といわれています。これは近年流行している標準的攻撃の事例です。

講師：橋本 誠 氏

年金機構の問題点は不審メールへの警戒不足、重要情報を取り扱うネットワークの分離がない、ルール違反、インシデント発生への対応の遅れです。

他に考えられる脅威としては、内部不正による情報漏えいと、ウェブサービスの不正ログインについてではないでしょうか。

情報セキュリティリスク対応として ISO の７つの策を示します（ISO31000＝ISO/IEC27000）。以下のうち最もすべきことはC、D、E です。もし、ほとんど何もできない場合は G とお考えください。

A．リスクを発生させる活動を開始または継続しないと決定することで、リスクを回避する ⇒ 事業を止める
B．ある機会を追求するために、リスクを獲る、または増加させる ⇒ 情報セキュリティの世界では考え難い
C．リスク源を除去する ⇒ 機器や媒体の使用を止める。利用サービスを止める
D．起こりやすさを変える ⇒ 安全管理措置を講じて、起こりやすさを低減する
E．結果を変える ⇒ 万一起こっても被害額は最小限で済ませる、保険をかける
F．他者とそのリスクを共有する ⇒ 委託契約をする
G．情報に基づいた選択によって、リスクを保有する ⇒ 上記の実現には経営的に投資できない場合は、トップ判断でそのままとして経過観察

安全管理措置には組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置があります。技術的安全管理措置が一番多く、IT、コンピューターやネットワークに関するものすべてがここに含まれます。皆さんのところでも先ほどお話しした個人情報の保護、データの正確性、患者の生命維持に関するものの観点から、リスク源の事象としてどのようなものがあるか、結果はどうなるか、どのような安全管理をとったらよいかお考えください。以上をヒントに、情報セキュリティの確保に努めてください。

講義２．Web 認証概論（JACHI Web 原則）

Web 原則は、組織内での管理およびセキュリティでコンテンツのチェックができること、インフォームドコンセントの原則とプライバシーの原則を守っていただくこと、外部リソースをうまくきちんと表現すること、この３つの構造から成り立っているということをご理解ください。

◆ JACHI Web 原則 ◆

原則１．説明責任の原則
原則２．著者表示の原則
原則３．開示の原則
原則４．医療健康コンテンツ原則
原則５．インフォームドコンセント原則
原則６．リンクとパートナー原則
原則７．管理職による監督原則
原則８．ポリシーと手順原則
原則９．プライバシー原則
原則10．セキュリティ原則

ホームページを運用するのに重要なのはポリシーと手順です（原則８）。方針と手順が決まると管理体制がきちんとできる、それが重要で、これが Web 認証の基本です。管理体制（原則７）のもとに原則１～４があり、これを情報セキュリティ（原則10）が支えることで、内容を確実に

講師：吉田 勝美

発信できるわけです。もう一つ重要なのは、医療機関にとっては、必要な情報入手についてのインフォームドコンセントです（原則５）。また非常に高度なプライバシー情報ですので、プライバシーの原則を守らなくてはいけない（原則９）。そして外部の情報を使うときには、いつ、どこの情報をリンクしたのかを明確にする（原則６）。インターネットが普及してから情報は Web で発信されることが多いため、Web の特性を考えるとこれだけの原則を守らないと問題があります。

講義３. 健診情報品質の確保、セキュリティ（JACHI 情報品質原則）

◆ JACHI 情報品質原則 ◆

原則11　健診情報品質保証の原則
原則12　作業管理基準の原則
原則13　データ管理の原則
原則14　データ交換の管理原則

情報のセキュリティに関わる４つの原則についてお話します。これらは、信頼性の高い健診情報を適時に利用者に提供できることを保証する原則です。

（原則11　健診情報品質保証の原則）健診情報が正しく信頼性が高いということを保証しなさいという原則です。作業方法や情報処理の工程での真正性の確保、十分に精度管理された信頼性の高い検査・診断情報をデータベースに記録しながら、タイムリーな提供が求められます。当たり前ですが、これを担保するのはなかなか難しいと思います。

（原則12　作業管理基準の原則）それぞれの健診機関で決めている作業管理の仕方が作業の正確性、あるいは再現性を確保するための基準であってほしいということです。いつ、だれが実施しても限りなく同一の結果が得られること。たとえば産業医が２年ごとに担当事業場を代わるとしたらやり方も変わり、一定以上のレベルの確保が難しい。しかしデータをつくるシーンでは標準化できるのではないかと思います。

（原則13　データ管理の原則）健診機関に蓄積されている過去数十年のデータは宝の山です。しかし、それはきちんと管理されているでしょうか。適正なデータベース仕様に基づき、厳格な運用を図ることが大事です。ピュアなデータ登録・保存ができるような仕様になっていることが肝要です。

（原則14　データ交換の管理原則）データ交換は基本的に契約書を締結し、その中に詳しい条件を記載してください。責任者を明らかにし、契約で取り決めたデータだけを交換の対象とし、それ以外は対象としません。Ｅメール、特にメーリングリストを使う場合は格別の注意が必要です。

講師：大神 明 氏

講義４．マイナンバー制度と医療保険情報

マイナンバー法、正式名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」といい、マイナンバーは、2016年１月から社会保障、税、災害対策の行政手続での利用が決まっています。

最初に結論を申し上げますと、医療機関の皆様が医療の情報との関係でマイナンバーを取り扱うというのは、現状では『無い』、むしろ使ってはいけないということになっています。マイナンバー制度の今と、医療分野における今後の影響についてお話をしたいと思います。

・マイナンバー法改正による医療分野での利用拡充

当面は医療分野での取り扱いは無いものの、マイナンバー法の改正で、今後は医療分野における利用範囲の拡充が予定されています。中身は２つあり、その１つは『健康保険組合等の行う特定健康診査情報の管理等における利用』です。被保険者が保険者を異動した場合でも、マイナンバーを活用して特定健診等の情報を保険者間で円滑に引き継ぐことにより、効果的な保健事業を推進できるということです。もう１つは『地方公共団体間における予防接種履歴に関する情報連携』です。

講師：影島 広泰 氏

転居者について、転居前の予防接種履歴を正確に把握することで、一層の有効性と安全性を確保することができるというものです。これらは2018年頃から始まることになっています。

・健康保険証との統合

もう少し先に目を向けますと、個人番号カードを健康保険証としても利用できるようにする方針があります。これは個人番号カードを利用して、健康保険組合で医療保険資格の確認をオンラインで行うという話で、2018年４月を目処とされています。

・医療等 ID の導入

マイナンバーのインフラを利用して、マイナンバーとは別の医療等 ID（医療連携や研究に利用可能な番号）により、患者情報等の共有が行われる方針が決まっています。これには二重の意味があります。マイナンバーは多方面で利用されるので、そこに秘匿性の高い医療情報を載せるのは危ない、また利用規制や提供制限が非常に厳しいので、別の ID を使うほうが病院や診療所間での患者情報の共有や研究におけるデータ管理の面で運用しやすいという判断です。2018年度から段階的に導入され、2020年の本格運用を目指すと言われています。

最後にご参考までに2020年までに実現を期待される ICT インフラについて厚生労働省に資料がありますのでご覧ください（「医療等分野における ICT 化の推進について」厚生労働省　平成27年５月29日）。

次回開催のご案内

JACHI「医療健康情報管理者研修会」

日　時　2016年２月20日（土）　開会13：00～閉会16：30（受付12：30～）

会　場　YS 新横浜ビル5F　インテリジェンスプラザ
横浜市港北区新横浜2-15-10　　JR 新横浜駅より徒歩６分
※参加人数により、会場が変更になることがあります。

講　義

1　情報セキュリティの基本
　講師　橋本 誠 氏（バイオコミュニケーションズ㈱ 企画室参与 情報セキュリティスペシャリスト）

2　Web 認証概論（JACHI Web 原則）
　講師　吉田 勝美（一般社団法人医療健康情報認証機構 専務理事）

3　健診情報品質の確保、セキュリティ（JACHI 情報品質原則）
　講師　大神 明 氏（産業医科大学産業生態科学研究所 教授）

4　健診料金と健診情報品質（第１回）
　講師　杉田 稔 氏（東邦大学 名誉教授）

◆◆ お問い合わせ先 ◆◆
一般社団法人　医療健康情報認証機構（JACHI）
〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-15-10 YS 新横浜ビル 5F インテリジェンスプラザ内
TEL：050-3776-9203　FAX：045-534-7556
E-mail：info@jachi-md.org　URL：http://www.jachi-md.org